

## 保険・補償制度について

- (1)対人・対物損害補償(LP)
- (2)自車輻損害補償制度(CDW)
- (3)追加自動車損害賠償保険(対人・対物任意保険)(SLP)
- (4)所持品補償制度(PEC)

・契約に反した行為で生じた事故に対しては保険は全て無効となりますのでご注意ください。  
・保険、補償内容は、事前の予告なしに変更になる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

### (1)対人・対物損害補償 (Liability Protection/LP)

ハワイ州

- ・対人(1人につき) US\$20,000
- ・対人(1事故につき)US\$40,000
- ・対物 (1事故につき)US\$10,000

### (2)自車輻損害補償制度 (Collision Damage Waiver/CDW)

ご利用期間中にレンタル車輻の盗難、また程度の如何にかかわらずレンタル車輻が損傷(事故、火災も含む)を受けた場合に、その損害を補償します。アメリカ合衆国では自車輻補償制度に免責条項はありませんので、契約者が損害を負担する必要はありません。

### (3)追加自動車損害賠償保険(対人・対物任意保険)(SLP)

レンタル料金に含まれる対人・対物損害補償(SLP)の追加保険で、この保険に加入することで、対人・対物の補償限度額が US\$300,000 になります。

第三者の場合: US\$300,000

・無保険または一部保険未加入ドライバー の場合(um/ump) (ハワイ州の場合): 1人、または事故合わせて US\$300,000

\*アメリカ合衆国でもお取り扱いのない営業所や、補償内容が違う場所もございますので、事前にご確認ください。

### (4)所持品補償制度 (PEC)

PEC(Personal Effect Coverage)はレンタカー利用中に社内の所持品が盗難及び天災により損害を受けた場合の保険です。

個人所持品補償(PEC)は、借受人、または借受人と同じ世帯に同居し、借受人とともに旅行している借受人の肉親の個人所持品を、その輸送中、または(当該個人の住居以外の)建物内にある間、または鍵をかけていた車両内の損失または損傷の危険に対しての保険です。「借受人」とは、レンタル契約書にレンター(借受人)として署名する個人を指します。

個人所持品補償(PEC)の給付金額:

レンタル期間中 1 人当たり\$600、最大補償額\$1,800。個人所持品補償(PEC)は、借受人、または借受人と同じ世帯に同居し、借受人と旅行している借受人の肉親の個人所持品を、その輸送中、または(当該個人の住居以外の)建物内にある間、または鍵をかけた車両内での損失または損傷の危険に対して保険をかけるものです。

PERSPRO の除外条項:

PERSPRO は、自殺、自殺未遂、または自傷行為による怪我、免許取得航空機の定期便の乗客として利用する場合を除く飛行機による旅行、犯罪行為またはその試み、医師により処方された場合を除くアルコール飲料または麻薬を摂取した状態で発生する事故、事前に手配されたまたは組織されたカーレースや車両試験への参加中に発生する事故、戦争または戦争行為、または不法占拠行為への、全体的または部分的、直接的または間接的な原因による死亡または傷害は補償しません。また本保険は借受人が車両を変換したり、レンタル期間中にレンタル契約書に違反した場合は無効となります。車両が返却日までに、または延長された返却日までに所有者に返却されなかった場合、借受人は車両を変換したと看做します。

個人所持品補償(PEC)は、自動車、自動車機器、オートバイ、ウォータークラフト、モーター、またはその他の乗り物またその装備、家具、通貨、硬貨、譲渡証書、金塊、切手、チケット、証券、文書、コンタクトレンズ、義歯および義肢、生鮮品および動物は補償しません。資産の実際の修理中、運送業者による預かり中、保管中、または管理中の損失または損傷も補償されません。本保険契約は不可解な消失による損失は補償されません。盗難による損失は警察当局への連絡・所定の手続きが取られない場合は補償されません。